

# 建設リサイクル法 全国一斉パトロールを 実施します



「建設リサイクル法」がきちんと守られるよう、五月二十三日（月）から二十七日（金）までの間、全国一斉パトロールを行います。

期間中は、市と大分県佐伯県民保健福祉センター（旧佐伯保健所）が合同で、市内の解体工事等の現場を点検します。ご協力をお願いします。



## 【主な点検項目】

- 届出の確認
- 分別解体等の適正な実施状況の確認
- 再資源化等の適正な実施状況の確認

○建設業許可・解体工事業登録を受けた業者による施行の確認

○標識の掲示の確認

## 建設リサイクル法とは？

平成十四年五月三十日に施行された「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）」は、特定建設資材の分別解体や再資源化を促進するための法律です。この法律により①一定規模以上の建設工事における特定建設資材の分別解体と再資源化、②工事発注者による解体工事の事前届出、③解体工事業者の登録などが義務付けられています。

建設工事は分別とリサイクルが必要で

次の対象建設工事で廃棄物

となった<sup>(注)</sup>特定建設資材は、一定の技術基準に従って工事現場で分別し、リサイクル等することが義務づけられています。

## 【対象となる建設工事】

- 床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
- 床面積の合計が500㎡以上の建築物の新築・増築工事
- 請負代金が1億円以上のリフォーム工事等
- 請負代金が500万円以上の土工事等

(注)特定建設資材とは

コンクリート、コンクリート及び鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリート

## 《問い合わせ》

- ・生活環境課 (☎2206015)
- ・大分県佐伯県民保健福祉センター (☎220562)

# 燃えない ごみの出し方にご協力ください

中身の入ったスプレー缶や、カートリッジガスボンベ等をそのままごみに出すと、爆発する危険性が高く、作業員の人身事故につながります。爆発事故を防止するため、必ず中身を空にして出してください。

また、ガスレンジ等で電池の入っているものは、電池を抜いて出してください。皆様のご理解とご協力をお願いします。

《問い合わせ》  
清掃課（エコセンター番匠内、☎22-3984）

## スプレー缶などの穴の空け方

中身を使い切ったあとに、火気のない風通しのよい屋外で、カナヅチの先等で穴を空けて、燃えないごみとして出してください。

